

白井市情報公開・個人情報保護審査会 委嘱状交付式及び第1回審査会会議録

日 時：平成29年12月26日（火）午後1時30分～午後3時

場 所：白井市役所本庁舎3階会議室301

出席者：西本会長、井川委員、中澤委員、中村委員、古井委員

伊澤市長、篠宮総務課長、松田主査補、高瀬主査補

傍聴者：0名

1 委嘱状交付式

伊澤市長から委嘱状の交付を行った後、市長挨拶、委員紹介及び職員紹介を行った。

2 第1回審査会

(1) 開会

(2) 会長の選任

互選の結果、引き続き西本委員に会長をお願いすることとなった。また、会長に事故があったとき又は欠けたときの職務の代理者は古井委員が指定された。

(ここで公務のため、伊澤市長は退席)

審議事案がないため、他の議題についても事務局において進行を行った。

(3) 白井市情報公開・個人情報保護審査会について

事務局より資料2を基に審査会の担任する事務について説明があった。

(4) 平成28年度白井市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

事務局より資料3を基に平成28年度の実施状況について説明があった。

会 長 請求が増えているということであるが、昨年度の傾向としてどういったものがあったのか。

事 務 局 情報公開制度を利用することにより、金入り設計書を請求できることが民間事業者間に広まったようで、金入り設計書の請求が増えている。また、昨年度は報道機関から請求があり、大量の資料を出した案件が数件あった。

会 長 どういった情報を非公開としているのか。

事 務 局 個人の権利やプライバシー等を保護するため、第三者の個人に関する情報が含まれている部分等を非公開とすることが多い。

委 員 自己情報の開示請求でも、他人の情報が入っている部分については、非公開とするのか。

事 務 局 第三者の個人情報は非公開としている。

委 員 情報公開等の決定は各課で判断しているのか。

事 務 局 各課での決定としている。秘匿すべき項目については、条例第9条に定める非

公開情報に基づいて対応しており、総務課と相談の上、調整を行っている。

(5) 個人情報取扱事務の届出に関する報告について

事務局より資料4、5を基に個人情報取扱事務に関する報告について説明があった。

(6) 法律の改正に伴う白井市個人情報保護条例の改正について

事務局より資料6を基に法律の改正に伴う条例改正について説明があった。

会 長 自治体の数というのはいくつになるのか。

事 務 局 千葉県では54市町村、全国では約1700市区町村となる。

会 長 例えばどこの県が長生きしているかなど、そういった統計を取って分析したいという話か。

事 務 局 そういうことである。ただ、こうした情報を提供していくとなると情報漏えいというリスクも伴う上に、6万人の白井市において、どれだけそうした情報が欲しいという民間事業者の要望があるのかを考えると、早急に導入する必要性が低いように考えられることもあり、白井市では検討段階としている。

委 員 パソコン等でいろんな個人情報が検索しうる現在において、こうした制度を導入するというのは何となく違和感を感じる。

事 務 局 企業としては多くのデータが欲しいことを考えれば、大きい市町村の導入状況を見据えて、白井市での制度を検討しても良いのではないかと考えている。

委 員 国の提案が正しいとは判断できないこともある。なので白井市ですぐに導入する必要性は低いのではと思う。

事 務 局 担当としてもそうしたところを勘案し、他の自治体と足並みを合わせた上で、今後の検討を進めていきたい。

(7) その他

事務局より「印西地区環境整備事業組合情報公開・個人情報保護審査会」の委員として、西本会長及び井川委員を推薦したとの報告があった。

(8) 閉会